

コンプライアンス関連

Presented by 振興センター
2022年度

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3
TEL : 043-202-5367 FAX : 043-202-5368
E-mai : center@jusan-kassei.or.jp

「栄養成分分析検査」は、実際の測定値に沿った適切な表示が可能となり、お客様に適切な情報を提供することができることから「安全・安心」な商品としてのアピールに繋がります。

栄養成分分析検査のご案内

2015年4月1日「食品表示法」が施行され、原則として消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示が義務化されました。

経過措置期間終了後、検査受付を一旦終了しましたが、県内の障害者福祉事業所で食品の製造・加工・販売に取り組んでいる皆様の『栄養成分表示をどうしたらいいの?』の声に応えるために、栄養成分分析検査のご紹介を再開します。

■対象：千葉県内の障害福祉事業所が製造する製品

■検査料：会員事業所 1検体につき 12,000円（税抜）
非会員事業所 1検体につき 14,000円（税抜）

■申込の流れ：

- ① 「検査依頼書」に御記入の上、振興センターにFAX
- ② 振興センターから、振興センターの『受理印』、『依頼書No.』、『受付スタンプ』が押印された「検査申込書」を振興センターからメールもしくはファックスにて送信します。
- ③ 受信した「検査依頼書」を同封の上、検体送付先に検体を発送してください。（送料は事業所負担にてお願いします）
- ④ 報告書を振興センターから受け取り、同封されている請求書をご確認の上、振興センターに支払

■検査申込先：一般社団法人大授

■検体送付先：株式会社江東微生物研究所

* 振興センターにメールもしくはファックスした際、振興センターから3営業日以内に返信がない場合は、お手数ですが電話（043-202-5367）にて連絡くださいますようお願い申し上げます。

■問い合わせ先：特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
（電話）043-202-5367 （FAX）043-202-5368
担当：国府田、緒方